

住宅熱損失防止（省エネ）改修に伴う固定資産税減額申告書

令和 年 月 日

いなべ市長 宛て

住所
フリガナ
氏名
電話番号

いなべ市税条例附則第 10 条の 3 第 9 項の規定に基づき、下記のとおり申告します。

所在地	いなべ市		
家屋番号	<input type="checkbox"/> 登記済（家屋番号） <input type="checkbox"/> 未登記	種類	<input type="checkbox"/> 専用住宅 <input type="checkbox"/> 併用住宅 <input type="checkbox"/> その他（ ）
床面積	m ²	建築年月日	年 月 日
	（うち居住用面積 m ² ）	登記年月日	年 月 日
改修完了日	年 月 日	改修費用	円
改修内容	<input type="checkbox"/> 窓の断熱性を高める改修工事 <input type="checkbox"/> 天井の断熱性を高める改修工事 <input type="checkbox"/> 壁の断熱性を高める改修工事 <input type="checkbox"/> 床の断熱性を高める改修工事		
遅延理由	※改修完了日から 3 か月以内に申告書を提出できない場合に記入してください。		
対象条件	<input type="checkbox"/> 平成 26 年 4 月 1 日に存していた住宅である。 <input type="checkbox"/> 平成 30 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に行われた改修工事である。 <input type="checkbox"/> 改修後の住宅の床面積が 50 m ² 以上 280 m ² 以下である。 <input type="checkbox"/> 改修費用が 60 万円超（国又は地方公共団体からの補助金等をもって充てる部分を除く）である。※断熱改修のみで 50 万円を超える場合は、再エネや創エネに資する太陽光発電設備、高効率空調機、高効率給湯器、太陽熱利用システムの設置工事とあわせて、60 万円を超える場合を含む。 <input type="checkbox"/> 窓の断熱性を高める改修工事を行なっている。 <input type="checkbox"/> 併用住宅の場合、居住部分の床面積が 2 分の 1 以上である。		受付印

□の中には該当するものに ✓ 印をつけてください。

【添付資料】

- 建築士・指定確認検査機関・登録住宅性能評価機関が発行する改修工事が行なわれたことを称する書類
- 申告者(納税義務者)の住民票の写し（市外居住者のみ）
- 改修工事の費用を証する書類の写し
- 改修工事箇所の図面又は写真